

転入確約書

藤枝市長 宛

私は、保育所等入所申し込みにあたり、下記のとおり利用開始希望月の前月末日までに藤枝市へ転入することを確約します。

なお、転入の手続きを行わなかった場合は、保育所等入所承諾の取消しや保育の実施を解除されても異議はありません。

令和 年 月 日

保護者氏名	
申し込み児童名 (きょうだい連名可)	
第1希望園	

転入(予定)先住所	藤枝市
転入(予定)日	令和 年 月 日
R7.1.1 住民票所在地	都・道 府・県
R8.1.1 住民票所在地	都・道 府・県

★転入後、保護者のマイナンバーがわかるものをお持ちいただき、藤枝市子ども課窓口にお越しください。

※利用開始希望月の前月末日までに転入しない場合は藤枝市民としての審査はできませんのでご了承ください。

【 チェック欄 該当する場合は下記の説明をご確認ください。 】

転入後、祖父母等と同居になる。

… 65歳未満の方で保育を必要とする要件(就労など)がある場合は、保育の利用を必要とすることを証明する書類の提出がそれぞれ必要です。

(就労要件の方へ) 転入に伴い、保護者の就労先変更がある。

… 転入後の勤務地・就労状況が分かる就労証明書をご提出ください。

提出ができない場合は、一旦は求職活動要件として受付をする場合がございます。

市町村民税が未申告である。

… 転入前に、あらかじめ課税地の税務担当課にて申告手続きをしてください。

場合によっては、転入前の課税地で発行する課税証明書等の提出が必要となります。

【 転入前にお子様保育所等に在籍している方へ 】

円滑な園生活を送るために、在籍していた施設等にお子様の情報を照会する場合がありますので、ご承知おきください。